

利府町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の協議その他旅客の利便の増進及び地域の実情に則した輸送サービスの実現に向けた協議を行うため、利府町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (4) 地域公共交通利便増進実施計画の作成及び実施に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 副町長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 東北運輸局宮城運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 宮城県仙台土木事務所長又はその指名する者
- (7) 宮城県塩釜警察署長又はその指名する者
- (8) 宮城県企画部地域交通政策課長又はその指名する者
- (9) 町長が指名する町職員
- (10) 学識経験者、鉄道事業者その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、交通会議が地域公共交通会議及び運営協議会の設置並びに運営に関するガイドライン（地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について（平成18年9月15日付け国自旅第161号自動車局長通知）の別紙）5（3）に基づき協議を行った場合における当該協議の結果は、交通会議の議決があったものとみなす。
- 5 会議は、原則として公開とする。
- 6 委員に事故があるときは、あらかじめその委員が指名する者がその職務を代理することができる。
- 7 会長は、会議を開く暇がなく、かつ、必要と認めるときは、委員への回議をもってこれに代えることができる。

(関係者の出席)

第7条 交通会議は、必要に応じ、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報償費等)

第10条 会議に出席した委員には、利府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年利府町条例第34号）の規定に準じて報償費及び旅費を支給するものとする。ただし、次に掲げる委員につい

ては、これを支給しないものとする。

(1) 国、県、市及び町の職員

(2) 前号に定めるもののほか、申出のあった委員

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。